

資料提供

提供年月日：平成27年(2015年)5月22日
部局名：健康医療福祉部
所属名：薬務感染症対策課
担当名：薬事指導係
担当者名：中村、伊藤
電話：077-528-3634
E-mail：yakumu@pref.shiga.lg.jp

指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について

県では、健康被害を未然に防止するために、指定薬物^{※1}を含有することが疑われる危険ドラッグを店頭やインターネットサイトから買上げて、検査を行っています。

平成27年3月2日にインターネットサイトで買上げた製品について検査を行っていたところ、下記製品から、本日付けで指定薬物に指定された物質が検出されましたのでお知らせします。

健康被害が発生するおそれがありますので、当該製品をお持ちの方は絶対に使用しないようにし、直ちに薬務感染症対策課まで申し出てください。

1 指定薬物が検出された製品

No.	製品名	検出された成分
①	アロマリキッド ディーアロマ	通称名：25I-NBF 化学名：(N-(2-フルオロベンジル)-2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン) ^{※2} (平成27年5月22日指定)

2 県の対応

- (1) 買上店舗については、県外の販売業者であることから所管する自治体に対し情報提供しました。
- (2) 県ホームページに製品名等を掲載し、県民に使用しないよう呼びかけています。
なお、現在、県内では危険ドラッグを販売する店舗は確認しておりません。

県民の皆様へ（お願い）

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります。麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。決して摂取または使用しないでください。

この製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに下記まで申し出てください。

【申出窓口】滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課（電話）077-528-3634

※1 指定薬物

精神毒性を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、厚生労働大臣が指定し製造、輸入、販売、授与、所持、使用等が禁止されています。

(平成27年5月22日現在：2,303物質)

※2 25I-NBF（平成27年5月22日指定）

平成27年6月1日より、医療等の用途を除き、製造、輸入、販売、授与、所持、使用等が禁止されます。

(参考) 製品画像

① アロマリキッド ディーアロマ



(前面)



(背面)